

平成24年度 北区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	マニフェスト評価書をもう少し分かりやすい表現にしていきたい。	今後の事務の参考とさせていただきます。 【回答作成課：北区役所区民生活部総務課】
2	防災問題と自治会・自主防災会の機能・役割について、災害時に、行政は両者にどのような期待をしているのか。	自治会や自主防災会は、共助の組織として地域住民の相互の協力によって「災害に強いまちづくり」を住民主体により目指したものだと考えております。 具体的に申しますと、地域住民の災害時避難誘導や、災害時要援護者の避難補助、避難者の救出、救助、応急手当、初期消火、炊き出しや給水、避難所運営など、地域防災の要として、皆様には役割を担っていただくことを期待しております。 【回答作成課：総務局危機管理部防災課】
3	防災問題と自治会・自主防災会の機能・役割について、緊急避難所の運営に両者はどのような役割を担うのか。	避難場所につきましては、本市では避難場所運営委員会というものを、地域の避難を予定している複数の自治会や自主防災会の方に集まっていただき、協力して避難生活を運営していただく組織づくりを行っております。この中で、自治会長など避難所のリーダーや役員になっていただく方と、学校関係者などの施設管理者、本市からの避難場所担当職員を5名選任しておりますので、その者を含めて、避難場所運営委員会を組織していただいております。 この運営委員会では、事前に役割分担や施設の利用方法などを定めていただくことにより、災害時の混乱を少しでも解消することができるよう備えることをお願いしております。平常時には、運営に必要な班編成や、避難所生活におけるルール、施設の利用方法などを取り決め、避難生活に備えた防災訓練なども行っていただきたいと思います。 【回答作成課：総務局危機管理部防災課】
4	防災問題と自治会・自主防災会の機能・役割について、何箇所もの緊急避難所の人員配置を要求されているので人員が足りない。	運営委員会の構成につきましては、避難を予定する自治会の数や、参加いただく住民の皆様の数に応じて、班体制については統合したり、分割したりと柔軟に考えていただき、無理の無い様に決めていただければと考えております。 また、避難場所の人員が足りない、平常時の話し合いをするに当たっては自治会の方々を中心に進めていただくこととなりますが、災害時には避難者全員が避難所の構成員になると考えていただきたいと思います。平常時から参加している役員や班員を中心として、避難者を班に組み込むとと考えていただければ結構です。 【回答作成課：総務局危機管理部防災課】
5	防災問題と自治会・自主防災会の機能・役割について、災害時に緊急避難所に行けない人(行かない人)の対策はどうなるのか。	自宅での避難生活をする方につきましても、避難所に来られた方と同様に支援していくことを考えております。こういう在宅の被災者につきましても、該当する避難所において名簿を作成して管理していただきたいと思いますと考えております。 【回答作成課：総務局危機管理部防災課】
6	防災問題と自治会・自主防災会の機能・役割について、災害時に、自治会に入っていない人の対策はどうなるのか(特に緊急避難所での対応)。	避難所への避難につきましては、自治会加入の有無を問いません。市民でも、市外からの来訪者であっても平等に扱っていきたくと考えております。 また、避難所につきましては、小中学校などの普通の指定避難所の他に、予備の施設ということでコミュニティセンターや市民会館、図書館などを二次避難所という位置づけで活用することを、地域防災計画の中でも定めており、指定されている避難所が使用できない場合や、避難者が大勢殺到して入りきれないような状況に対処するために、このような二次避難所を設けるという考え方も取り入れております。 【回答作成課：総務局危機管理部防災課】
7	防災問題と自治会・自主防災会の機能・役割について、災害時に、両者は各行政等とどのような連携をとるべきか。また、平常時にはどのような連携をとっておくのが良いのだろうか。	災害時には地域での情報収集、警察や消防署など、各組織と連絡が取れるような関係づくりしておくことが肝要です。また日ごろからの防災訓練などにおいても、各関係者も参加して顔の見える関係づくりを行うことが大事であると考えております。 【回答作成課：総務局危機管理部防災課】
8	防災問題と自治会・自主防災会の機能・役割について、災害時要援護者名簿を配付して、行政は両者に何を期待しているのだろうか。 また、その期待に対して行政は両者にどのような施策(対策)を講じようとしているのか。	総務局危機管理部防災課では、福祉部門との連携により、高齢者や障がい者を対象とした要援護者名簿を作成した上で、災害時の要援護者の支援、地域での助け合いに向けた施策として推進させていただいておりますが、この名簿を配付した後は、要援護の対象となる人ごとの避難支援プランというものを作っていただき、日ごろからの声掛け、災害が起きたときには一緒に避難が出来るようにしていきたいと期待しております。 そのために、今後、個別の避難支援プランを作っていくためのマニュアルの説明会や、自主防災組織などを対象とした出前講座などの勉強会に合わせて、この制度の周知と登録の呼びかけを行っていきたくと考えております。 【回答作成課：総務局危機管理部防災課】
9	各自治会の防災本部の中に、避難場所運営委員会と同じような組織がすでにつくられておりますが、災害が起きた時に、この避難所運営委員会は自治会防災組織の各班との連携をどのようにしていったらよいか。	実際に避難所に集まってくるのは、複数の自治会ということになりますので、それぞれ地元の自治会として、地域での活動の中での班体制と、避難所生活をするときに集まっている班体制ということで、自治会の防災本部の班体制をそのまま、組み込んでいただいて、同じことをやっていただければ結構です。それを複数の自治会が集まって一緒にやらなければならぬので、日頃から顔合わせをして、お互いが同じ班で同じことをやるということを認識していただいたり、日頃から、災害時の避難生活をやり易いようにするために集まっていただくと考えていただきたいと思います。 【回答作成課：総務局危機管理部防災課】
10	自主防災組織も避難場所運営委員会も同様な組織であり、避難場所は運営委員会が主体になりますが、そうすると自治会館で活動する自主防災組織そのものは弱体化する訳で、残るのは僅かな人数ですが、そのような組織も残しておくのか、それとも全部運営委員会に統合してしまうのか。	地域で在宅の避難生活をするような方を把握したり、避難所で本市からの支援物資が今日来るとか何時に皆に配るとかという情報は、地域の自治会館で配布をしたりとか地域で連絡が取れるような、情報を流せるような体制をとっていただかないと、避難所だけではすまないと思っています。 やはり自主防災組織は分散されてしまいますけれども、避難所は複数の自治会が集まっていますから、その中で交代要員を出してもらったりしてご自宅へ戻って片付けをするとか、地域の自治会の方へ戻り、自治会館での役割をしたりとか、出歩くことも多くなるといいますので、体制の中で柔軟に考えていけるようにと思っています。 【回答作成課：総務局危機管理部防災課】

平成24年度 北区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
11	私のマンションは消防訓練はしますが、防災訓練はやったことがありません。こういう自治会があるということも認識いただいて、行政でも連絡を密にすることとか、訓練について我々にもっと教えていただければありがたいと思います。	今年度から、区役所ごとの防災訓練については、1か所で皆さんが参加していただく訓練ではなく、避難所を中心に住民主体でやっていただく訓練を増やしていく方針です。 【回答作成課：総務局危機管理部防災課】
12	自治会館は指定の避難所ではないのですが、一時避難ということで、避難所ではないけれど行政に連絡をすれば、物資あるいは食糧等を運んでくれるかということが心配です。	指定避難所ではなくても、近くの自治会館とか地域の皆さんで決めている場所があって、実際に何人かでも避難しているということになれば、短期間であれば支援物資、食糧、毛布とか必要なものについては、こちらからお届けして避難生活をしていただき、長期になれば大勢のいる避難所に集まっていたり、目の届くところで一緒に生活していただくことになります。 災害の起きた直後、遠くまで歩けないお年寄りもいらっしゃいますから、そういう時に、この自治会館に何十人避難しているということになれば、緊急の避難所としてこちらでも避難所扱いで支援をさせていただきますので、御連絡をいただければと思います。 【回答作成課：総務局危機管理部防災課】
13	東日本大震災を教訓として、1年2年経ってこういうことが強化されましたというような、災害時のために何か一つでも二つでも前進したことがあれば聞かせて欲しい。	まず情報の伝達手段ということで、PHS電話が比較的災害時でも繋がりやすいという実績があったことを踏まえて、3月までにPHS電話を防災倉庫全部に入れました。また、移動系無線というものが、これの再整備、デジタル化を機械の更新に合わせて全ての避難所に配備するという計画で、今設計しております。 そして将来、災害対策本部の体制を確実にとっていくために、危機管理センターというものを新しく整備しようということでは内部的には設計を進めております。 また、備蓄について、本市ではアルファ米しか備蓄食品としてはありませんでしたが、今回の反省から、ビスケット類のような個別に食べられる非常食を用意し、特に帰宅困難者向けとして、そのビスケットのバック、ペットボトルの水1本、アルミシートのレスキューシートという小さな財布ぐらいの大きさになるアルミの保温シートの3点セットを配るようにして、避難所の食糧を使わなくても備蓄を分けるということを考えております。さらに帰宅困難者に対しては、一般の避難所に避難しに来られて、地域の人の避難する場所がなくなってしまうのではないかと心配されたところもありますので、一時滞在施設ということで、駅周辺のデパートやビジネスビルなどの1フロアや通路の部分を借りたりという協定を結んで、そういうところで避難者を受け入れる取り組みも進めております。 【回答作成課：総務局危機管理部防災課】
14	見守り隊と民生児童委員並びに自治会との関係を、行政はどのように考えているのか。	隣近所の見守りについて、既に取り組んでいる自治会、地区社会福祉協議会は、何気ない見守りとして、そのまま現在の状況を強化していただき、本市としては活動状況に応じた補助金を検討したいと考えております。また見守り協力員については、希望する個人には原則としてポイントを付与し、希望者の状況を見るためにも試行として始めさせていただき考えています。 一方、これから取り組もうというところには、どう進めたら良いかということについて、各区役所健康福祉部高齢介護課を中心として取組事例を紹介するなどしながら、今後時間をかけて進めてまいりたいと思います。また研修や身分証が必要との声も聞いておりますので、地域から御要望があれば講師を派遣したり、身分証を交付するなど考えております。【回答作成課：保健福祉局福祉部高齢福祉課】
15	見守り事業に係る予算はどの位を考えているのですか。	今年は見守り協力員の立ち上げで、事務費として100万円です。 今回のポイント制度については色々な御意見をいただいておりますが、ポイント制度にした場合、今年ポイントをつけて来年換算、お金に替えられます。補助金では書類を出してくださいなど制約があるのですが、ポイントにするとそれなりに楽になりますので、今年はとりあえず実績を見ながら、来年度予算でそのポイントの換算表を作っていくと考えています。 【回答作成課：保健福祉局福祉部高齢福祉課】
16	見守り事業に係る市職員の意識づけについて、市の職員がここまで働いて見守りに力を入れているから、マニュアルも準備してあるから地域にも協力して欲しいという支援の仕方ではいかがでしょうか。 準備や周辺の協力体制があってこそ自治会の取り組みだと思うのですが、市職員は意識付けのレベルのままで制度をスタートさせるというのは、認識のずれが大きいのではないですか。	本市の職員は、本来言われなくても、公務時間以外においても、そのような意識を持ってやっているはずですが、改めてご意見をいただきましたので、研修やテキストを配る考えです。各自治会がいろいろな負担を抱えてなかなかできないという時に、各区役所健康福祉部高齢介護課が、各自治会に対しお手伝いできないか、また、できればこれを機会にコミュニティの再生ができないかということを考えています。 マニュアルについては、ほぼ完成したものがありませんが、最初から配ってしまうと自治会への強制という印象を与えたいと思っております。 【回答作成課：保健福祉局福祉部高齢福祉課】
17	区長マニフェスト重点取り組み事項の「子どもを危険から守るまちづくり」について、私は交通指導員をしており、「ヒヤリ・ハットマップ」を実施する話を聞いたのですが、現在までどのくらい進んでいますか。	各学校にアンケートを実施しており、現在回収の段階に入っているところです。 アンケート結果をもとに、「ヒヤリ・ハットマップ」を18,000部作成し、年内を目標に全校に配布する予定で進めております。 また、北区役所のホームページにおいても、11月頃に公開する予定です。 【回答作成課：北区役所くらし応援室】
18	区長マニフェスト重点取り組み事項の「子どもを危険から守るまちづくり」について、少なくとも区長マニフェストの重点事項として挙げるのであれば、各小学校の実態調査をした上で、きめ細やかな実施計画を立てるべきではないですか。 既にマップを作り終えている学校もあり、もっと現実に即した計画を立てていただきたい。	作成時点と現在の状況に開きがあるとすれば、新たな危険箇所も考えられますので、既にマップが作成されている学校においては、これまでの蓄積を十分活かしていただくとともに、プラスアルファとして新たに生じた危険箇所を反映し、より安全が保たれるようにという考えもごさいます。また、マップが整備されていない学校もあると聞いておりますので、そのような学校には、ヒヤリ・ハットマップは安全を保つための指針であると考えておりますので、学校により差はございますが、今までの蓄積を加味した上で進めてまいりたいと考えております。 【回答作成課：北区役所くらし応援室】

平成24年度 北区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
19	<p>区長マニフェスト重点取り組み事項の「環境に優しいまちづくり」について、街路灯100灯をLEDに交換するとのことですが、これはもう在庫が無くなったのですか。自治会が交換した方が良くと思って連絡しているものが、交換されないとなると在庫がないと考えざるを得ず、自治会も地域の方にそう説明せざるを得ません。</p>	<p>修繕において、球切れを直す場合と古くなって交換する場合はLED電球に交換しており、新規・交換を含めて100灯を目標としております。決して在庫がなくなったというわけではありませんが、古くなって球切れが頻繁に起きるようなものについて、LEDに交換しております。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>【回答作成課：北区役所くらし応援室】</p>
20	<p>主要な取組事項の「健康なまちづくり」について、継続事業となっておりませんが、果たしてこれがどのように継続されてきて、定着しているのかどうか。また定着するためにどのような工夫をなされているのか。区民の健康生活には重要なことですので、その辺の実態を教えてくださいたいと思います。</p> <p>また、継続していること自体は良いのですが、継続することにより成果が上がっているのでしょうか。</p>	<p>区長マニフェスト表題の生活習慣病予防につきましては、例えば成人病、脳梗塞とか心筋梗塞とか、糖尿病であるとか、この疾病を原因として障がいをお持ちになる方、病気になる方が非常に多い状況です。ですから、肥満であるとか予防の意味も込めて、継続して事業を実施していかないと解決しないということもありますので取り組んでいるところであります。</p> <p>統計的なものにつきましては、長い期間で調査をしないと結果が出てきませんが、北区役所健康福祉部保健センターでの事業実績として参加者は増えてきております。しかし、すぐに効果があって、成人病の予防に繋がったかどうかにつきましては、長い目で見てみないと判断できないものと考えております。</p> <p>【回答作成課：北区役所健康福祉部保健センター】</p>
21	<p>予算書と区長マニフェストの関係について、マニフェストにおいて3つに分類されたものが、どの予算に対応しているのか教えてください。</p>	<p>区民満足度アップ事業の経費はハード事業に当たり、道路を修繕したり、カーブミラー取付等の経費です。区長マニフェストでは、主要な取組事項の「環境に優しいまちづくり」、或いは「安心・安全なまちづくり」となります。</p> <p>まちづくり基本経費にある区民会議などは、「参加と協働による魅力的なまちづくり」の経費となります。</p> <p>まちづくり事業経費は主にイベント的な事業です。マニフェストでは、「賑わいと触れ合いのあるまちづくり」における、区民まつりや文化まつりの経費となります。</p> <p>【回答作成課：北区役所区民生活部総務課】</p>
22	<p>メディカルセンター跡地利用に係る進捗状況について教えてください。</p>	<p>旧メディカルセンター跡地につきましては、平成22年3月に現在の更地の状態で大宮医師会からさいたま市へ引渡しを受けたものですが、土地の返還後の管理につきましては、財政局の所管となっております。</p> <p>また、この跡地の面積でございますが、病院跡地として約8,372㎡、旧原殿園跡地が約1,881㎡、合計で約10,253㎡、約3,102坪です。</p> <p>当該用地の管理につきましては、防犯や不法投棄などを防ぐために周囲に木柵を立て番線を張るなどの対策を講じております。また、除草につきましては、今年度は4回の実施を予定しており、防塵対策につきましては、限られた予算の中で適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>【回答作成課：財政局財政部用地管財課】</p> <p>旧メディカルセンター跡地の利活用につきましては、昨年末、北区自治会連合会から市長に対して「子どもたちや世代を超えた触れ合いの場、地域間交流の場、更に災害時に備えた防災拠点として利用してほしい」との要望がございました。</p> <p>本市といたしましても、このような地元の声を踏まえ、現在都市公園として整備する予定としております。</p> <p>公園整備のスケジュールにつきましては、旧原殿園跡地を含めた旧メディカルセンター跡地全体の土壌調査を10月頃までに実施し、その調査結果を踏まえ、今年度実施する基本設計業務を進める予定としております。</p> <p>また、今年の秋頃を目処に、北区自治会連合会理事会で経過報告をさせていただきます。理事会での御意見もいただく予定としております。</p> <p>次年度以降につきましては、実施設計と公園整備工事を段階的に進めていく予定としております。</p> <p>旧メディカルセンター跡地に係る平成24年度の予算につきましては、跡地の土壌調査及び基本設計費等として1,500万円の予算を計上しております。</p> <p>【回答作成課：都市局都市計画部都市公園課】</p>
23	<p>新たな高齢者福祉施策について、これだけ重要なことは近い将来やらなければならぬとは思いますが、例えば今年具体的に「さあ、やりましょう。」、それには自治会の協力が絶対に必要ですと言われても、実際にそのような支援が必要な方々というのは殆ど自治会員以外の方であるというのが正直な話です。見守りの趣旨から言えば、自治会の役員・組長・班長さんなどいろいろな各部の方が、ボランティアで一銭もいただかないで手弁当で殆ど対応していますが、それ以外の方を自治会の推薦でとの話となると、具体的な話を提案していただく必要があると思います。</p>	<p>今年中に事業開始予定ですが、既に活動をおこなっている自治会が多数あり、そういうところには何かの対応をしなくてはならないと考えております。まずは、今年、何か取り組んでいるところには補助ができる仕組みをつくり、その後、他の自治会でも取り組みを開始するところについては、個別に各区役所健康福祉部高齢介護課や地域包括支援センターからアプローチをしながら、先進的な取り組みを紹介するなどしながら、どのように実施すればよいのか一緒に考えていくことを考えております。いずれにしても、時間がかかることであると考えております。</p> <p>また、見守り協力をどこから推薦するかにつきましては、最初から自治会にお願いすることは無理であると考えておりますので、各地域の実情に応じて、自治会から推薦できるところはそうしていただきますし、そうでないところは他の団体から探していただき、希望により見守りをして欲しい高齢者の方が自治会の会員でなかった場合には、民生委員さんがキーマンとなって、見守りしながらコミュニティの再生ができればと考えます。</p> <p>【回答作成課：保健福祉局福祉部高齢福祉課】</p>
24	<p>新たな高齢者福祉施策について、このようになった方が良くとは思いますが、民生委員の方々も受け持ちは数多く持って大変なので、民生委員と同じような立場の方が少し増えて何とかという考え方も良いのではないかと思います。</p> <p>協力しない訳ではないのですが、実態は大変だと思います。もう少し煮詰めて、我々にもっと話をさせていただいて、それで歩み寄るところは歩み寄っていただけるのではないかと感じます。</p>	<p>民生委員さんも、受け持ちは段々多くなり、大きな負担となっておりますので、きめ細かい見守りができないといった時に、見守り協力が民生委員とチームを組んでいただき、せめて声を掛けて回っていただければと考えております。</p> <p>見守り協力の推薦につきましては、最初から自治会にお願いすることは無理であると考えておりますので、各地域の実情に応じて、自治会から推薦できるところはそうしていただきますし、そうでないところは他の団体から探していただき、希望により見守りをして欲しい高齢者の方が自治会の会員でなかった場合には、民生委員さんがキーマンとなって、見守りしながらコミュニティの再生ができればと考えます。</p> <p>時間をかけてでもやっていきたいと考えておりますので宜しくお願いします。</p> <p>【回答作成課：保健福祉局福祉部高齢福祉課】</p>

平成24年度 北区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
25	<p>新たな高齢者福祉施策について、市からの説明が、自治会連合会と社会福祉協議会、民生児童委員連絡協議会とでそれぞれ違うのではないかと気がします。</p> <p>そうするとお互いに理解が違うまま最後は地元で上手くやってくださいと言われても上手くやれるはずがありません。</p> <p>こちらとこちらという説明の仕方ではなくて、合同で説明してもらわないと、話は上手くいかないと思います。</p>	<p>御指摘いただきました地区を単位とした説明会、自治会と民生委員と地区社協の3者で一体となって地区ごとに説明をするというのは、是非お願いしたいと思います。</p> <p>【回答作成課：保健福祉局福祉部高齢福祉課】</p>
26	<p>見守り事業については、65歳以上の単身と高齢者世帯がとりあえず対象という形ですが、見守り協力員に単身がいるとか高齢者世帯がいるとかをどこから教えてあげるのですか。民生委員は他に教えられない立場ですから誰が教えるのか、その辺は非常に考えてもらわないと簡単には受けられないと思います。</p>	<p>個人情報については本当に難しい話ですが、希望や申請による見守りは、当面は民生委員さんに受けていただきたいと考えております。また、民生委員さんが既に抱えている、ちょっと気になるという方がいらっしゃるはずなので、そういう方のところに民生委員さんが行って、私1人では週1回しか来られないけれど、見守り協力員も来てもらうことになると週2回顔を見せられるということで、本人を説得していただき、同意をもらえば、その方の個人情報を見守り協力員に渡せるであろうと考えています。一律に地域の個人情報をどうやって渡すということについて、考え方としてはこのような形となります。</p> <p>民生委員1人当たりの負担がどうしても多いので、民生委員に協力いただける方を時間をかけて探していけるような方法を、区や地域を単位としながら、各地域にて話をしてまいります。</p> <p>【回答作成課：保健福祉局福祉部高齢福祉課】</p>
27	<p>見守り事業について、行政は自治会の組織があたかも完璧であるかのように捉えておりますが、そうではありません。今の見守りにつきましても、私の自治会では特定の者が毎日夜見守りをしています。防犯と防災、見守りを兼ねてやっています。ですから、組織的に難しいことを考えて、これではいけない、あれではない、こうしなければいけないとか、あまり固く考えずにできるところから少しずつ、無理をしないでやるということが大事なのではないかと、それが長続きする実態かと思えます。</p>	<p>自治会の皆さんにお願いする前に、事業者との連携体制を作っていかなければならず、また、本市職員による見守りについても、マニュアルということではなく意識付けということで、研修の機会を設けるなど、当然やるべきこととして職員が意識する機会を設けていこうと考えています。そして様々な方面からの取り組みを進めながら、なるべく多くの「気付き」を、地域で広めていこうと、話し合いを重ねながら進めてまいります。</p> <p>【回答作成課：保健福祉局福祉部高齢福祉課】</p>
28	<p>市の施策の決定順序、どういふふう施策が決定しているのか。行政は地元のいろいろな意見を吸い上げてスピードアップを図って欲しい。是非、さいたま市、特に大宮北区、職員のレベルアップをして欲しい。机の上でやっているから時間がかかるんです。もっと現場で汗をかいて欲しい。</p>	<p>職員のレベルアップについては、肝に命じて実践してまいります。</p> <p>本市は大宮、浦和、与野、岩槻が合併して非常に大きな街となり、そしてスケールメリットを活かした政策ができるようになった反面、身近なところの行政が衰退しているのではないかとこのようなご批判も重々承知しております。だからこそ、区役所は住民に身近なところで自ら住民と接し、住民が何を考えているのかを肌で感じ、それを行政に活かしていかなければならない使命がございます。</p> <p>自治会の皆様と接する機会を通じて、皆様が何を期待し、それに対し我々は何をしていけば良いのか、そのようなことを十分把握しながら、それをきちんと実行できる区役所職員を育てていきたいと思えます。</p> <p>【回答作成課：北区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
29	<p>植竹団地の北側に一方通行の道路があるのですが、危険なのでミラーの設置を検討していただきたい。</p>	<p>現地調査の上、検討させていただきます。</p> <p>【回答作成課：北区役所くらし応援室】</p>
30	<p>さいたま市には空き家が相当あるのではないかと。6月に空き家条例が上程されているのではないかとありますが進捗状況について伺います。</p>	<p>空き家条例ですが、6月29日の本会議でおそらく可決されるだろうということです。内容については、当然、空き家の管理をしないとか、命令をすれば、命令に従わなかった場合には公表するといったものであると思いますが、議員提案となっておりますので、今後、どの所管となるのか、本庁なのか、区になるのかまだ分からない状況です。</p> <p>【回答作成課：北区役所くらし応援室】</p>
31	<p>空き家条例について、施行時期を問わず、持ち主に対し、国、市の方から連絡をとって管理を今からでも始めていいのではないのでしょうか。</p>	<p>空き家に対する適正管理について、近近所であれば直接お願いしていますし、遠くであれば文書をお願いしております。しかし文書を発送したからといって、なかなか直ぐには対応していただけない状況です。これは空き家だけでなく、空き地も同じような形で対応しております。</p> <p>今後は、条例化されたので一歩踏み込んだ形でできるかと期待はしておりますが、相手があつてのことなのでなかなか難しい状況です。</p> <p>【回答作成課：北区役所くらし応援室】</p>
32	<p>メディカルセンター跡地利用に係る進捗状況について</p>	<p>旧メディカルセンター跡地につきましては、現在都市公園として整備する予定としております。公園整備のスケジュールにつきましては、旧原殿跡地を含めた旧メディカルセンター跡地全体の土壌調査を10月頃までに実施し、その調査結果を踏まえ、今年度実施する基本設計業務を進める予定としております。また、今年の秋ごろを目処に、北区自治会連合会理事会で経過報告をさせていただきます、理事会でのご意見もいただく予定としております。</p> <p>次年度以降につきましては、実施設計と公園整備工事を段階的に進めていく予定としております。</p> <p>旧メディカルセンター跡地に係る平成24年度の予算につきましては、跡地の土壌調査及び基本設計費等として1,500万円の予算を計上しております。</p> <p>【回答作成課：都市局都市計画部都市公園課】</p>
33	<p>都市公園とはどんな公園ですか。</p>	<p>公園には法律上いろいろな形ありますが、都市公園法という法律に基づいて一定の要件を満たし、今は都市計画決定を必ずしも要件としなくても、旧来ですと、都市計画のもとにできる公園というのが都市公園で、比較的大規模な公園になります。憩いの場としてはもちろん、場合によってはスポーツ、防災の拠点としても使えます。そのような計画に沿って位置つけた大規模な公園となります。あとは基幹公園であるとか、児童遊園であるとか、その規模に応じていろいろな呼び方があります。</p> <p>【回答作成課：北区役所区民生活部コミュニティ課】</p>

平成24年度 北区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
34	<p>社会保険大宮総合病院存続に係る進捗状況について</p>	<p>本市では、社会保険大宮総合病院の機能が存続・充実するよう、国や、同病院を保有する独立行政法人年金・健康保険福祉施設設置機構(RFO)に対して働きかけを行ってまいりました。</p> <p>近年の動向としましては、平成23年6月、RFOを「地域医療機能推進機構」に改変して承継させ、原則として、同機構により社会保険病院を運営する法律が成立しました。この法律に基づき、現在、国において、平成26年4月より地域医療機能推進機構を設置するため、新たな組織作りを進めていると伺っています。</p> <p>一方、社会保険大宮総合病院では、病院建屋の老朽化が著しいことから、耐震整備を計画し、国等との調整を進めているところです。</p> <p>本市では、社会保険大宮総合病院が公的病院として存続されることが、地域に根ざした医療を維持する上で最も望ましいと考えており、また、同病院の耐震整備が喫緊の課題であると認識していることから、平成23年7月及び12月に、市長が厚生労働大臣に直接面会し、社会保険病院の運営継続及び耐震整備の促進について要望を行うとともに、市議会からも同様に各党本部等へ要望を行っていただいております。</p> <p>同病院の耐震整備に当たり、本市は移転先としてプラザノース北側市有地の一定期間の無償貸与や、必要な施設整備への財政支援などについて支援を検討することを市議会の場で表明しています。</p> <p>しかし、国からは、同病院の耐震整備の可否について明らかにされておらず、現在のところ、同病院に関する結論が得られていない状態です。</p> <p>本市としては、病院等との調整を緊密に行い、市議会とも連携しながら、必要な支援を検討し、社会保険大宮総合病院が計画している耐震整備が1日でも早く円滑に進むよう、最大限取り組み組んでおりますので、地元の皆様には今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>【回答作成課：保健福祉局保健部地域医療課】</p>
35	<p>東大宮総合病院の移転について</p>	<p>現在、東大宮総合病院の移転の件につきましては、病院側から移転する意向を伝えられましたので、移転に伴う医療法の廃止・開設等の申請手続きについて御案内いたしました。</p> <p>移転の内容について説明を希望されているのであれば、病院に説明会の開催について要請してまいります。</p> <p>【回答作成課：保健福祉局福祉部地域医療課】</p>
36	<p>区政懇談会は毎年やっておりますが、市の主催で行っているのに本庁が誰も来ないというのは、どういう考えで市はやっているのか私ども分からないのです。</p> <p>やはり、懇談会を行うのであれば、責任者がここに来て説明して下さるというのが当然ではないかと思いますが、どうして本庁の方はお見えにならないのですか。</p> <p>前もってこういう問題を市の方へ提起してあるのですから、当然、全員は来なくとも何人かは本庁から来て、きちっとした説明をして下さるというのが筋ではないかと思えます。</p>	<p>北区役所としては、担当課に出席要請しつつも、それができない場合には、できるだけ情報を収集しお伝えをするという姿勢です。</p> <p>しかし質問によっては、相手が国の機関であったり、民間の機関であったりしますので、本市の機関でないものについての情報は、お伝えするものも限界があります。</p> <p>今後につきましても、皆様からいただいた質問でお答えできなかったものにつきましては、十分調査し、可能な範囲での情報提供に努めてまいります。</p> <p>【回答作成課：北区役所区民生活部コミュニティ課】</p>